

労働条件は書面で明示されるべき

Question 01

Q

就職のため面接を受けましたが、会社は、給料についてははっきりした額を言ってくれません。このまま就職してよいものかどうか心配です。なお、求人票には月給 20 万円と書いてありました。

Answer 01

A

労働者を雇い入れた場合、使用者は賃金額などの労働条件を明示しなければならず、その方法として労働条件を記載した書面を交付する義務があります。ですから、「だいたい」とか「いくらくらい」というのでは問題がありますし、後になってトラブル発生の原因ともなります。

法律で、書面による明示が義務付けられている労働条件は次のとおりです。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③労働時間、休日、休暇並びに交替勤務に関する事項
- ④賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り及び支払いの時期ならびに昇給に関する事項
- ⑤退職に関する事項

なお、求人票に記載した内容については、法律上、求人者が行う求人の申込みの誘引にすぎず、直ちに労働契約の内容になるとはいえませんが、裁判例の中には、「公共職業安定所の紹介により成立した労働契約の内容は、当事者間において求人票記載の労働条件を明確に変更し、これと異なる合意をする等特段の事情がない限り、求人票記載の労働条件の通り定められたものと解すべきである」としたもの（昭 58 . 10 . 19、千代田工業事件、大阪地裁）もあります。

